川崎地下街(アゼリア)に関する庁内連絡協議会設置要綱

1 目的及び設置

川崎地下街(アゼリア)の安全かつ適正な管理を図るため、川崎地下街(アゼリア)に関する庁内連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置し、庁内関係局で協議調整を図るものとする。

2 協議事項

川崎アゼリア株式会社が主体となって地下街で行う、新たな催事等の軽微な事項を協議事項とする。

3 組織

- (1) 協議会は、代表委員及び委員をもって構成する。
- (2) 代表委員はまちづくり局交通政策室長をもって充てる。
- (3) 協議会は関係機関等からの協議申請により、代表委員が招集する。
- (4) 協議会の運営は、代表委員が議長を務める。

4 委員

委員は次に掲げる者をもって充てる。ただし、必要に応じて、庁内の職に限らず臨時委員 を置くことができる。

- (1) 経済労働局観光・地域活力推進部担当課長
- (2) まちづくり局交通政策室地域交通対策担当課長
- (3) まちづくり局指導部建築審査課長
- (4) 建設緑政局道路管理部路政課長
- (5) 消防局予防部予防課長

- 5 庶務
- (1)協議会の庶務は、まちづくり局交通政策室において処理する。
- (2)協議会を開催するに当たり、協議事項について関係機関と必要に応じて協議するものとする。

6 委任

この要綱に定めるものの他、協議会の運営に関し必要な事項は、代表委員が協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成9年1月27日から施行する。

附則

この改正要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この改正要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この改正要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この改正要綱は、平成16年12月28日から施行する。

附則

この改正要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この改正要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この改正要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この改正要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この改正要綱は、令和4年4月1日から施行する。